（最近改正　令和７年３月３１日）

沿道土地家屋所有者等及び町内会長等の同意書の取扱い

この取扱いは、「道路等の管理及び処分に関する事務処理要領」（以下「要領」という。）により事務手続きを行う際、「道路等の管理及び処分に関する事務処理細則」（以下「細則」という。）第１３条に定める沿道土地家屋所有者等及び町内会長等の同意書の趣旨及びその取扱いを示したものである。

運用に当たっては、公共施設としての道路及び水路の適切な管理の促進という観点から、個別具体的な実態を十分把握し、各同意書の要不要を判断する必要があります。

１　道路について

（１）用途廃止・売払い（交換）同意書（様式１１）

ア　取扱い

用途廃止・売払い（交換）同意書は、道路敷地売払い申請及び道路付替えに伴う土地の交換申請に基づいて当該道路敷地を処分するに当たり、申請者以外の随意契約対象者がいる場合、その者が当該道路を利用する必要もなく、用途廃止後の当該道路敷地を取得する意志もないことを確認するために求めるもので、当該道路敷地の機能形態にかかわらず要します。

なお、隣接土地所有者等が所在不明により、やむを得ず取得できない場合は、必ずしも要しないものとします。

また、境界承諾書についても、用途廃止・売払い（交換）同意書と同様の取扱いとします。

イ　対象者

申請人を除く、廃道路敷の隣接土地所有者及び当該土地を使用収益する権利を有する者（借地権者、地上権者等）（平成２４年５月１日付２４川財運第１９８号「川崎市普通財産の随意契約による譲渡及び貸付けに関する要綱」）

「川崎市普通財産の随意契約による譲渡及び貸付けに関する要綱」の手引き（抜粋）

（５）土地の形状、面積等により単独で利用困難な土地を、隣地所有者又は隣地の賃借権等を有する者に譲渡するとき。

〔考え方〕

（省略）

「賃借権等」の等とは、賃借権以外にも使用借権、地上権等隣地を使用収益できる権利をいう。

ウ　例

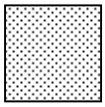

申請箇所

（要領第１０条、第１４条の規定により売払い又は交換できる既存道路）

例－１　通り抜け道路の全部

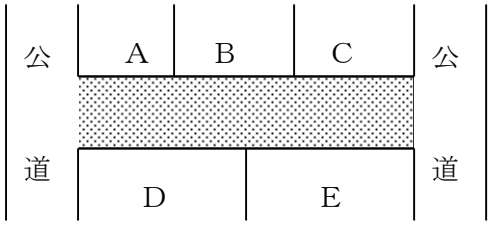

①申請人がＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅの場合
　同意書⇒不要
②申請人がＡ、Ｂ、Ｃの場合
　同意書⇒Ｄ、Ｅ

例－２　通り抜け道路の一部

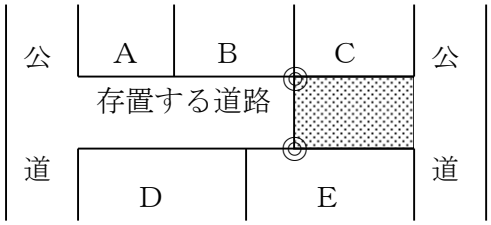

①申請人がＣ及びＥの場合
　同意書⇒不要
②申請人がＥの場合
　同意書⇒Ｃ

※　Ａ、Ｂ、Ｄの用途廃止同意書（様式 11 - 2）が必要となる場合がある。
　◎についての境界承諾が必要となる。（細則第１２条）

例－３　行き止まり道路の全部

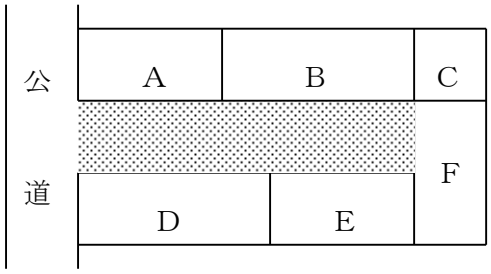

①申請人がＡ、Ｂ、Ｄ、Ｅ、Ｆの場合
　同意書⇒不要
②申請人がＡ、Ｂ、Ｄ、Ｅの場合
　同意書⇒Ｆ
③申請人がＡ、Ｂの場合
　同意書⇒Ｄ、Ｅ、Ｆ

例－４　行き止まり道路の一部

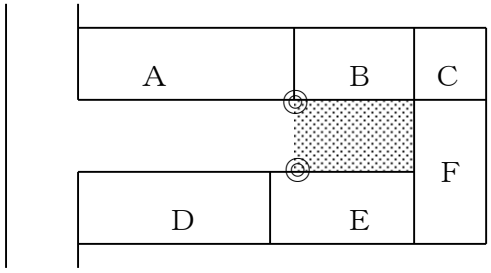

①申請人がＢ、Ｅ、Ｆの場合
　同意書⇒不要
②申請人がＢ、Ｅの場合
　同意書⇒Ｆ
③申請人がＢの場合
　同意書⇒Ｅ、Ｆ

※　◎についての境界承諾が必要となる。（細則第１２条）

例－５　有効幅員外の道路敷地

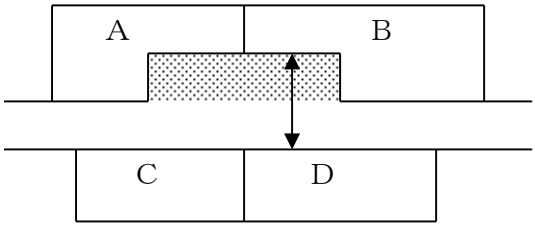

①申請人Ａ、Ｂの場合
　同意書⇒不要
②申請人がＡの場合
　同意書⇒Ｂ

例－６　付替えの場合

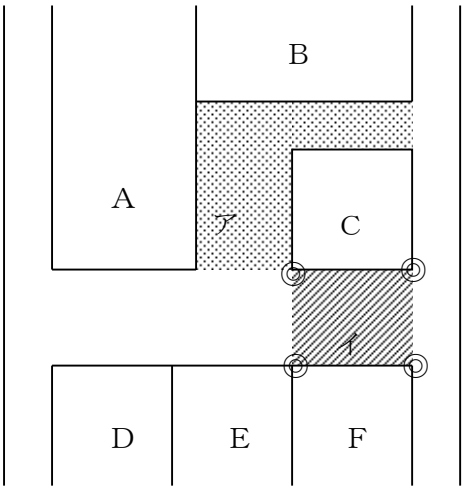

アが用途廃止する既存道路
イが付替える私道（Ｃ所有）の場合
申請人はＣ
同意書⇒Ａ、Ｂ

※　◎についての境界承諾が必要となる。
（細則第１２条）

（２）用途廃止同意書（様式１１－２）

ア　取扱い

用途廃止同意書は、既存道路を用途廃止するに当たり、随意契約対象者以外の者で、機能形態上、沿道の土地家屋等の使用収益について著しい支障の生じるおそれのある者がいる場合に、その者の意向を確認するものです。

「沿道」とは、用途廃止に伴う影響範囲であり、具体的には既存道路の路線と接続する公道までの区間を原則とします。

当該同意は、既存道路の実態を十分調査し、個々具体的にその対象者を判別する必要があります。

ただし、公共事業に伴い既存道路を用途廃止する場合、事業執行課等において地元説明等がなされているときは不要とします。

イ　用途廃止同意書（様式１１－２）が不要となる道路の実態

当該同意が不要となる既存道路の実態には次の場合が挙げられます。

（ア）相当以前から家屋等が占拠していて通行が不可能な既存道路
（イ）他の公道に一端のみが接続する既存道路の末端部分
（ウ）既存道路の有効幅員外の部分
（エ）相当以前から代替機能を有する私道と付替わり、機能形態が消滅している既存道路

（３）町内会長の用途廃止同意書（様式１２）

ア　取扱い

道路敷地売払い申請及び道路付替えに伴う土地の交換申請に基づいて用途廃止する既存道路について、不特定多数の利用者の意向を確認することは実務上困難です。

したがって、用途廃止の際に、当該道路の不特定多数の利用が考えられる場合、又は当該道路やそれに接続する道路の有効な利活用を検討する場合に、道路の地域住民に対する公共性に着目し、その道路を包括する町内会等の代表者の同意書を求めています。

町内会長とは、用途廃止する既存道路が存する町内会（自治会）の代表者をいいます。

イ　同意が不要な事例

（ア）専ら個人が利用している場合

（例）　馬入れ、錠口道路、墓地への参道

（イ）通行が不可能でかつ費用対効果を勘案し道路整備が困難か又はその必要を道路管理者が認めない場合

（例）　急傾斜地崩壊危険区域等に存する既存道路

相当以前から家屋等が占拠していて通行が不可能な既存道路

道路以外の公共施設の用地として使用されている既存道路

（ウ）地域の道路利用に影響のない場合

（例）　相当以前から私道と付け替わり、機能形態が消滅している既存道路

（エ）公共事業によるもので事業執行課等において地元説明等がなされている場合

２　水路について

（１）用途廃止・売払い（交換）同意書（様式１１）

ア　取扱い

用途廃止・売払い（交換）同意書は、水路敷地売払い申請及び水路付替えに伴う土地の交換申請に基づいて当該水路敷地を処分するに当たり、申請者以外の随意契約対象者がいる場合にその者から求めるもので、当該水路敷地の形態機能にかかわらず要します。

なお、隣接土地所有者等が所在不明により、やむを得ず取得できない場合は、必ずしも要しないものとします。

また、境界承諾書についても、用途廃止・売払い（交換）同意書と同様の取扱いとします。

イ　例

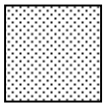

申請箇所

（要領第１２条、第１６条の規定により売払い又は交換できる既存水路）

例－１　水路の全部

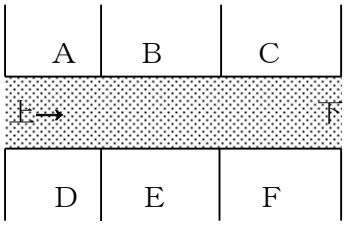

①申請人がＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆの場合
　同意書⇒不要
②申請人がＡ、Ｂ、Ｃの場合
　同意書⇒Ｄ、Ｅ、Ｆ

例－２　水路の一部

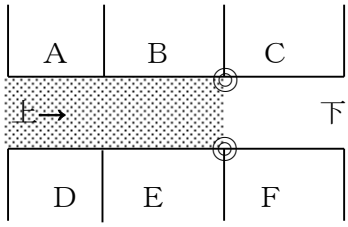

①申請人がＡ、Ｂ、Ｄ、Ｅの場合
　同意書⇒不要
②申請人がＡ、Ｂの場合
　同意書⇒Ｄ、Ｅ
※　◎についての境界承諾が必要となる。
（細則第１２条）

例－３　付替えの場合

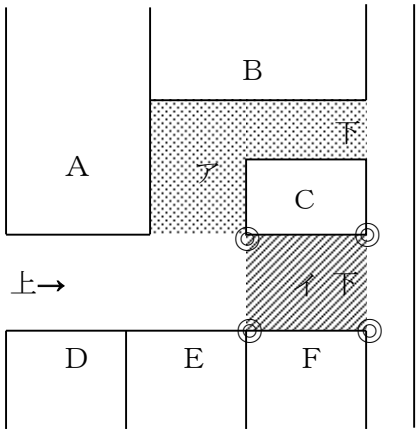

アが用途廃止する既存水路
イが付替える私有水路（Ｃ所有）の場合
申請人はＣ
同意書⇒Ａ、Ｂ

※　◎についての境界承諾が必要となる。
（細則第１２条）

（２）用途廃止同意書（様式１１－２）

用途廃止同意書は、既存水路を用途廃止することで、随意契約対象者以外の者で、機能形態上、沿線の土地家屋等の使用収益について著しい支障の生じるおそれのある者から、その意向を確認するものです。

個々具体的に同意を要する対象者を判別する必要があります。

ただし、公共事業に伴い既存水路を用途廃止する場合、事業執行課等において地元説明等がなされているときは不要とします。

（３）生産組合長の同意書（様式１２）

既存水路の用途廃止に当たっては、当該水路を含む周辺の水利関係を十分調査し、当該水路について事実上の維持管理及び水利の調整を目的とした生産組合、土地改良区等の団体が存在する場合は、その代表者の同意を得ることを原則とします。

ただし、水路としての機能形態が消滅していることが明白な場合には不要とします。